官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三六二）　一
○マラウイ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三六三）
○ジンバブエ共和国における地雷除去及び農業インフラ改善を通じたコミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同三六四）
○地上デジタルテレビ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三六五）
○南スーダン共和国における地雷対策機関の業務環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（同三六六）　二
○アンゴラ共和国におけるロビト回廊沿道地域における小規模農家のための持続可能な農業インフラ改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件（同三六七）
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁一八）
○保安林の指定をする件（農林水産一四二一～一四二五）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八九〇、八九一）
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同八九二）
○高速自動車国道に関する件（同八九三）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二〇〇）
○道路に関する件（同二〇一、二〇二）
○道路に関する件（近畿地方整備局九八）
○道路に関する件（四国地方整備局五二）

〔国会事項〕
官庁事項
無線従事者の免許に係る電子申請の方法（総務省）　三
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　四
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　五

〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（経済産業省）　六
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示一）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一〇〇～一〇四）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一〇五）　六
日本国に帰化を許可する件（同一〇六）　六

〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七
会社その他　七

その他告示

○外務省告示第三百六十二号

令和七年七月三十日にイスラマバードで、円借款の供与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の平成二十九年五月四日付けの交換公文に従ってパキスタン・イスラム共和国政府に供与されることになったイスラマバード・ブルハン送電網増強計画（フェーズ1）の実施に係る円貨による借款の支出期間がパキスタン・イスラム共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十二年九月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、パキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

令和七年九月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百六十三号

令和七年八月十二日にリロングウェで、マラウイ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本　側　大矢洋一在マラウイ大使

世界食糧計画側　ヒョンジュン・イム在マラウイ事務所代表

令和七年九月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百六十四号

令和七年八月十五日にハラレで、ジンバブエ共和国における地雷除去及び農業インフラ改善を通じたコミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地雷除去及び農業インフラ改善を通じたコミュニティの強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億三千三百万円

3　署名者

日　本　側　山中晋一在ジンバブエ大使

国際連合開発計画側　レアレム・ベルハヌ・ディンク在ジンバブエ事務所副代表

令和七年九月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百六十五号

令和七年八月十五日にルアンダで、地上デジタルテレビ放送網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアンゴラ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地上デジタルテレビ放送網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億九千五百万円

3　贈与の供与期限　令和十三年一月三十一日

4　署名者

日本側　佐野浩明在アンゴラ大使

アンゴラ側　ジョゼ・パウリーノ・クーニャ・ダ・シルバ外務省国際協力局長

令和七年九月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百六十六号

令和七年八月十八日にニューヨークで、南スーダン共和国における地雷対策機関の業務環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地雷対策機関の業務環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億三千五百万円

3　贈与の供与期限　令和八年八月二十八日

4　署名者

日本側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合側　リタ・グナリャティ・ルビス国際連合地雷対策サービス部副部長

令和七年九月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百六十七号

令和七年八月十八日にルアンダで、アンゴラ共和国におけるロビト回廊沿道地域における小規模農家のための持続可能な農業インフラ改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合プロジェクト・サービス機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ロビト回廊沿道地域における小規模農家のための持続可能な農業インフラ改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億四千八百万円

3　署名者

日本側　佐野浩明在アンゴラ大使

国際連合プロジェクト・サービス機関側　フレデリック・フリッピアット中部アフリカ地域事務局プログラム長

令和七年九月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○文化庁告示第十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡	昭和五十三年文部省告示第百八十三号、平成二十三年文部科学省告示第十五号、平成二十七年文部科学省告示第四十四号、平成二十九年文部科学省告示第百九十五号、令和元年文部科学省告示第八十三号、令和三年文部科学省告示第百六十九号、令和五年文部科学省告示第百四十六号及び令和六年文部科学省告示第二十六号	橿原市（奈良県）

○農林水産省告示第千四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県**久**留米市田主丸町竹野字東笹尾二二七八の一、字五反山二三〇八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東笹尾二二七八の一・字五反山二三〇八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び**久**留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字熊手**久**保二三八の六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町**久**木原字大山一六七〇、一六七一の一、字上筋一八〇八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大山一六七〇・一六七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木**久**喜宮字ヒサゲ原三七〇の一、三七〇の三、三七〇の四、杷木古賀字堂所ノ上一一六八の一（次の図に示す部分に限る。）、一一七〇の一、一一七一の一、一一七二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヒサゲ原三七〇の一・三七〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字堂所ノ上一一六八の一、一一七〇の一・一一七一の一・一一七二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字眞角二八八一の二、字スダ三六〇七の三、三六一一の一、三六一一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字眞角二八八一の二・字スダ三六〇七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池内川（一）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県加古川市志方町行常
字大谷
四九一番　一号
四九二番　二号及び五十八号
四九二番地先水路敷　三号
四八四番三　九号及び十号
四八〇番　十四号
四七七番　十五号
四七六番　十六号
四七五番一　十七号
四七四番一　十八号及び五十七号
四七四番二　十九号
四四三番　二十号、五十二号及び五十三号
四四二番一　二十一号
四四一番　二十二号
四四〇番一　二十三号
四三九番　二十四号、二十五号、四十八号及び四十九号
四三八番　二十六号、二十七号及び四十五号から四十七号まで
四三七番　二十八号から三十号まで及び四十三号
四六八番一　三十九号から四十二号まで
四三七番地先水路敷　四十四号
四四四番　五十号
四四二番二　五十一号
四七三番一　五十四号
四七三番　五十五号及び五十六号
四七三番　四号から七号まで
四三九番　八号
四四〇番　十一号
四四一番　十二号及び十三号
四四二番一　三十一号
四四三番　三十二号
四四四番　三十三号
四四五番　三十四号及び三十五号
四四六番　三十六号から三十八号まで
字北山
四一四番四二　四号から七号まで
四一四番三五　八号
四一四番三〇　十一号
四一四番二九　十二号及び十三号
字西ノ垣内
三〇七番　三十一号
三〇九番　三十二号
三一七番九　三十三号
三一五番　三十四号及び三十五号
三一六番　三十六号から三十八号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池内川（一）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県加古川市志方町行常
字北山
四一四番三〇　三号
四一四番三一　四号
四一四番二八　五号
四一四番二三　六号及び八号
四一四番二二　七号

○国土交通省告示第八百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芦沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山形県山形市大字山寺の区域内の土地のうち、次の一点から三十九点までを順次結んだ線及び一点と三十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38° 17′ 45.6579″	140° 26′ 32.6438″
2	38° 17′ 46.5478″	140° 26′ 32.1823″
3	38° 17′ 46.8970″	140° 26′ 32.0922″
4	38° 17′ 47.7819″	140° 26′ 32.4211″
5	38° 17′ 48.6809″	140° 26′ 32.2103″
6	38° 17′ 48.7492″	140° 26′ 32.4459″
7	38° 17′ 47.8558″	140° 26′ 33.2227″
8	38° 17′ 47.8939″	140° 26′ 34.3610″
9	38° 17′ 47.6843″	140° 26′ 35.0795″
10	38° 17′ 46.5882″	140° 26′ 35.2821″
11	38° 17′ 46.4259″	140° 26′ 34.8348″
12	38° 17′ 45.6113″	140° 26′ 34.3864″
13	38° 17′ 45.0126″	140° 26′ 34.5853″
14	38° 17′ 43.7344″	140° 26′ 34.7393″
15	38° 17′ 43.1689″	140° 26′ 34.8666″
16	38° 17′ 42.1208″	140° 26′ 35.6143″
17	38° 17′ 41.1885″	140° 26′ 35.4552″
18	38° 17′ 39.7014″	140° 26′ 36.0754″
19	38° 17′ 39.4023″	140° 26′ 35.9904″
20	38° 17′ 37.5536″	140° 26′ 34.1273″
21	38° 17′ 37.2758″	140° 26′ 34.1384″
22	38° 17′ 37.2420″	140° 26′ 34.0180″
23	38° 17′ 36.1174″	140° 26′ 34.2709″
24	38° 17′ 35.8306″	140° 26′ 34.0897″
25	38° 17′ 35.7852″	140° 26′ 33.6228″
26	38° 17′ 36.0297″	140° 26′ 33.1458″
27	38° 17′ 36.4972″	140° 26′ 32.7730″
28	38° 17′ 36.5640″	140° 26′ 31.7971″
29	38° 17′ 37.0175″	140° 26′ 31.1017″
30	38° 17′ 38.0239″	140° 26′ 31.0328″
31	38° 17′ 39.4628″	140° 26′ 31.5560″
32	38° 17′ 39.8202″	140° 26′ 30.3673″

33	38° 17′ 40.0734″	140° 26′ 30.1960″
34	38° 17′ 40.4867″	140° 26′ 30.5134″
35	38° 17′ 41.7550″	140° 26′ 30.0100″
36	38° 17′ 44.1460″	140° 26′ 29.6443″
37	38° 17′ 44.7139″	140° 26′ 29.4156″
38	38° 17′ 45.4527″	140° 26′ 31.6613″
39	38° 17′ 45.6385″	140° 26′ 32.4005″

二(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

竹森沢

(1)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷（平成十九年国土交通省告示第五百十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山形県東置賜郡高畠町大字竹森

字高坂　二七八四番二
　　二七八五番二

○国土交通省告示第八百九十二号

宅地建物取引業法（昭和三十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるＴＡＣ株式会社から役員を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年九月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　役員の変更

変更前	多田　敏男、近藤　敦、金井　孝二、猪野　樹、千潟　高橋　裕、川野厚太郎、町田　弘香
変更後	多田　敏男、近藤　敦、猪野　樹、千潟　康夫、高橋　裕、川野中将二、齋藤　知記、阿部　茂雄、池上　玄、原口　健、丹羽厚太郎、町田弘香

二　変更の年月日　令和七年六月二十五日

○国土交通省告示第八百九十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

第二東海自動車道横浜名古屋線　豊田市花園町林七番から同市花園町林四番一まで　令和七年九月二十四日〇時

四八一八番一

四八一九番二及び四八一九番三

四八二〇番一及び四八二〇番二

四八二一番二及び四八二一番四

四八二二番五及び四八二二番六

四八二三番一五

五〇四六番四、五〇四六番七、五〇四六番一一、五〇四六番一四及び五〇四六番一四

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柴屋沢川

(1)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

山形県寒河江市大字幸生

字ヨテカ原　五二九番二及び五二九番三

五三〇番二及び五三〇番三

一八一三番二及び一八一三番三

一八一四番二及び一八一四番四

一八一五番五及び一八一五番六

五三一番四

字石橋

五三二番九

一四六九番

一四六九番二

○関東地方整備局告示第二百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月二十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

第１　起業者の名称　栃木県

第２　事業の種類　主要地方道藤原宇都宮線改築工事（上田原北工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　栃木県宇都宮市金田町字梨子下及び字河口、上田原町字原道下地内

２　使用の部分　栃木県宇都宮市金田町字梨子下及び字河口、上田原町字原道下地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「主要地方道藤原宇都宮線改築工事（上田原北工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、栃木県宇都宮市金田町字梨子下地内から同市上田原町字稲荷後地内までの延長約1.96kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道藤原宇都宮線改築工事（上田原北工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である栃木県は、主要地方道藤原宇都宮線（以下「本路線」という。）を道路法第７条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしている。また、関連事業の施行に際し必要な水路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、栃木県日光市藤原地内の一般国道121号との接続部を起点とし、同県宇都宮市大通り一丁目地内の主要地方宇都宮那須烏山線との交差点に至る延長約61kmの主要地方道であり、第３次宇都宮市都市計画マスタープランにおいて、都市の骨格となる道路網としている12放射道路の１つとして、栃木県日光市など県北部方面と同県宇都宮市を結ぶほか、一般国道119号（宇都宮環状道路）や東北縦貫自動車道上河内スマートインターチェンジへのアクセス道路としての機能も有するとともに、栃木県地域防災計画における第二次緊急輸送道路にも指定されている重要な路線となっている。

本路線のうち、本件区間に対応する栃木県宇都宮市金田町字梨子下地内から同市上田原町字稲荷後地内までの区間（以下「現道区間」という。）の一部は、既成集落を通過しており、周辺の小学校・中学校の通学に利用されているほか、バスの通行ルートにはバス停も存することなどから、現道区間の地域住民にとって生活上欠かせない道路である。

しかしながら、現道区間において、栃木県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（令和２年栃木県条例第６号。以下「栃木県道路構造条例」という。）に定める第３種第２級の車線の幅員を満たさない区間が多数存在し、車両同士のすれ違い時や正面衝突の自動車事故が発生している。

また、歩道が設置されていない区間も多くを占め、児童・生徒を含む歩行者の安全な通行が確保されていないなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

さらに、起業者が令和７年３月に行った渋滞長調査によると、現道区間の逆面交差点において、最大渋滞長60m、最大通過時間２分20秒が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間において線形等の良好な道路が整備され、本件区間が現道の通過交通等を分担することにより安全かつ円滑な交通の確保に寄与するほか、道路交通ネットワークの形成により、広域的な利便性の向上などにも寄与すると認められる。現道の通過交通等を分担することから、交通混雑の緩和及び交通事故の減少が期待されるとともに、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和６年10月に任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、道路の供用による大気質、騒音及び振動については環境基準等を満足する予測結果となっている。また、起業者は、本件事業の施工に当たり、大気質、騒音、振動及び水質に配慮して施工することとしている。

このほか、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるサシバ、タガメ、栃木県レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているヤマカガシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるノダイオウ、準絶滅危惧であるミズネコノオ、ミズオオバコ、ミズニラ、ナガエミクリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が小さい若しくは軽微であると予測されている。主な保全措置として、サシバについては、生息環境に与える影響を低減するため、工事中の環境への配慮に努めることとしている。爬虫類については、水路や側溝に落下しにくい構造や落下した生物が這い上がれる構造を採用することとし、昆虫類については道路照明についてＬＥＤ照明を採用することとしている。

なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

加えて、本件事業において、切土盛土は少ないことなどから地形及び地質や景観等への影響も軽微であるとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、栃木県生活文化スポーツ部文化振興課及び宇都宮市魅力創造部文化都市推進課と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、栃木県条例による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路を現道のバイパスとして整備する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

本体事業の施行方法については、申請案である東ルート案、直線ルート案及び現道拡幅案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案を比較すると、申請案は、支障物件が最も少なく、田圃の縁を通過するため耕作への影響も少なく、施工性、経済性に優れていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道区間は栃木県条例に規定する車線の幅員を満たさない区間が多数存在し、すれ違い時や正面衝突の交通事故が発生している。また、歩道の未整備区間も存在しており、本件事業により現道区間の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。また、塩谷郡塩谷町、宇都宮市、矢板市及び日光市で構成される主要地方道藤原宇都宮線整備促進期成同盟会から、本件事業の早期整備を強く求められている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

栃木県宇都宮市役所　建設部　技術監理課

○関東地方整備局告示第二百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十二日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十二日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百二十六号

㈢　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
山武市松尾町谷津字牛谷一三八番三から同市松尾町谷津字大谷二七九番四まで	三七・一〇～七六・六〇メートル	〇・三二二キロメートル

㈣　指定する期日　令和七年九月二十二日

○関東地方整備局告示第二百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十二日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十六号	山武市松尾町谷津字牛谷一三八番三から同市松尾町谷津字大谷二七九番四まで（ただし、八番三から関係図面に示す部分を除く。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月二十二日

○近畿地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号米原停車場線	米原市入江字入江一二九〇番から滋賀県彦根市佐和山町五〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月二十三日十六時

○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間		後変別前	敷地の幅員	延長
同愛媛県上浮穴郡久万町日野浦三三〇番一から	同町日野浦三三郡四八万町まで	後前	二一六・八メートル 〃　一二五・〇メートル 〃　一〇八・三メートル	〇・〇キロメートル 九九・一メートル 〇・〇メートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

国会事項

衆議院

議員当選報告書受領

内次のとおり

令和七年九月十八日内閣総理大臣から衆議院議長宛、九月十八日石破茂内閣総理大臣から額賀福志郎殿

お知らせ

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充による当選人に関する当選報告が当選人について、別紙のとおり公職選挙法第百八条総務大臣第二項から充当選挙の規定により報告をする。

（別紙）

当選人	選挙期日	令和六年十月二十七日
当選人決定年月日	令和七年九月十八日	
告示年月日	令和七年九月十八日	

当選人	選挙人の所属	当選証書付与年月日
住所	目黒区三田一丁目	令和七年九月十八日
原田和広	三重県鈴鹿市三川町二番一一号	

参議院

当選通知書受領

令和七年九月十八日内閣総理大臣から令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

上野　蛍（石井章辞職による）

議員氏名

九月十八日議長は、次のとおり議員からの申請に基づき、議員氏名として使用することを許可した。

議員氏名	上野ほたる（上野　蛍君申請）

報告書受領

九月十二日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について」の報告を受領した。

官庁報告

官庁事項

無線従事者の免許に係る電子申請の方法

無線従事者の免許に係る電子申請については、次に掲げるウェブサイトを利用する方法その他総務大臣が別に指示する電子情報処理組織を利用する方法とします。

令和７年９月22日　総務大臣　村上誠一郎

e-Gov電子申請（https://shinsei.e-gov.go.jp/）

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年９月22日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道８号	滋賀県米原市入江字入江一二九〇番から滋賀県彦根市佐和山町字通り道一五〇番一まで

2　指定する期日　令和７年９月23日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車輌の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和７年９月22日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道８号	滋賀県米原市入江字入江一二九〇番から滋賀県彦根市佐和山町字通り道一五〇番一まで

2　指定する期日　令和７年９月23日

中国地方整備局公示

一級河川千代川水系千代川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

令和７年９月22日

中国地方整備局長　杉中　洋一

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶　２隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　鳥取県鳥取市国安地内

(2)　当該工作物を除却した日時　令和７年９月８日14時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日時　令和７年９月８日15時

⑵　保管の場所　鳥取県鳥取市晩稲地内　国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所旧千代水出張所

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

５　問い合わせ先　鳥取県鳥取市田園町四丁目400番地　国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所　占用調整課　電話0857―22―8435

告　　示

日本産業規格

令和７年９月22日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年９月22日　　経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

風力発電システム―第１部：設計要件	Ｃ61400―１
超電導―超電導電子素子―センサー及び検出器の一般仕様	Ｈ7350
長期署名プロファイル―第１部：ＣＡｄＥＳデジタル署名	Ｘ14533―１
長期署名プロファイル―第２部：ＸＡｄＥＳデジタル署名	Ｘ14533―２
長期署名プロファイル―第３部：ＰＡｄＥＳデジタル署名	Ｘ14533―３

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

統計―用語及び記号―第４部：標本調査法	Ｚ8101―４

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

土工機械―操縦装置及び表示用図記号―第１部：共通図記号	Ａ8310―１
土工機械―操縦装置及び表示用図記号―第２部：特定機種，作業装置及び附属品図記号	Ａ8310―２
ベルトコンベヤ用ローラ	Ｂ8803
インターホン通則及び試験方法	Ｃ6020
といし―寸法―第８部：定置式研削盤におけるばり取り及びきず取り用研削といし	Ｒ6211―８
といし―寸法―第９部：超重研削用研削といし	Ｒ6211―９

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―フレクソメータによる温度上昇及び耐疲労性の求め方	Ｋ6265
管理図―第２部：シューハート管理図	Ｚ9020―２

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

風力発電システム―第１部：設計要件	Ｃ1400―１

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

ＣＭＳ利用電子署名（ＣＡｄＥＳ）の長期署名プロファイル	Ｘ5092
ＸＭＬ署名利用電子署名（ＸＡｄＥＳ）の長期署名プロファイル	Ｘ5093

人　　事

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月22日

秋田労働局長　山本　博之

第４号中「１時間951円」を「１時間1,031円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月31日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人古川忠雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年９月22日　　和歌山地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月22日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年９月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　樋下建設株式会社　樋下　　光　岩手県盛岡市下太田下川原100―１　国土交通大臣許可（特―06）第20821号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月三日

掲載頁　八十五頁（号外第二十一号）

令和七年九月二十二日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号

（甲）株式会社モルフォ

代表取締役　平賀　督基

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号

（乙）株式会社モルフォＡＩソリューションズ

代表取締役　古川　祐督

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月三十一日

掲載頁　六十三頁（号外第二十号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十三日

掲載頁　一一〇頁（号外第一三一号）

令和七年九月二十二日

東京都豊島区南池袋一丁目一八番二一号

（甲）株式会社そごう・西武

代表取締役　劉　勁

東京都豊島区南池袋一丁目一八番二一号

（乙）株式会社ｅ．デパートマーケティング

代表取締役　田口　広人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十七日
掲載頁　五十三頁（号外第一九三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十七日
掲載頁　四十八頁（号外第一九三号）

令和七年九月二十二日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一三号
（甲）株式会社ＢＥＮＴＥＮ　Ｆｉｌｍ
代表取締役　浅尾　芳宣
福島県田村郡三春町大字鷹巣字瀬山二一三番地
（乙）株式会社福島ガイナ
代表取締役　浅尾　芳宣

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、第一合併の効力発生を条件として、左記会社のうち丙及び甲は合併して、丙は甲の権利義務全部を承継して存続し、甲は解散することにいたしました（第二合併）。

また、第二合併の効力発生を条件として、左記会社のうち丁及び丙は合併して、丁は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（第三合併）。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）、（丙）及び（丁）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十二日
掲載頁　九十一頁（号外第二〇六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十二日
掲載頁　九十四頁（号外第二〇六号）

令和七年九月二十二日
東京都千代田区麹町二丁目一四番地
（甲）ＮＢＳ株式会社
代表取締役　飯嶋　庸夫
東京都千代田区四番町二番四
（乙）サンキャピタル株式会社
代表取締役　佐藤菜穂子
東京都千代田区平河町二丁目七番一〇号
（丙）株式会社ＮＡＨＯＫＯ
代表取締役　飯嶋　庸夫
東京都千代田区麹町二丁目一四番地
（丁）サンホールディングス株式会社
代表取締役　飯嶋　庸夫

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、第一合併の効力発生を条件として、左記会社のうち甲及び丙は合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（第二合併）。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十二日
掲載頁　九十一頁（号外第二〇六号）

（乙）及び（丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十二日
掲載頁　九十四頁（号外第二〇六号）

令和七年九月二十二日
東京都千代田区紀尾井町一番五―二〇〇二号
（甲）株式会社ＫＩＯＩ
代表取締役　飯嶋　庸夫
東京都港区赤坂一丁目一二番二〇号
（乙）株式会社リッチモンドキャピタル
代表取締役　和泉　嘉人
東京都港区赤坂五丁目三番一号
（丙）サンマネージメント株式会社
代表取締役　飯嶋　庸夫

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日
静岡県富士市伝法一七七番地の一
（甲）医療法人社団泉会
理事長　竜崎　崇和
静岡県磐田市豊岡三五六六番地一
（乙）医療法人精粋会
理事長　松本　宗輔

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併については令和七年九月九日付で愛知県の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日
愛知県知多郡武豊町字向陽五丁目二番地
（甲）医療法人榊原
理事長　廣田　省三
静岡県静岡市葵区赤松八番地の一六
（乙）医療法人社団博慈会
理事長　廣田　省三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　二頁

令和七年九月二十二日
大阪市中央区玉造一丁目六―二七―二Ｆ
（甲）株式会社サン・プライド
代表取締役　石山　陽優
大阪市中央区玉造一丁目六―二七―二Ｆ
（乙）株式会社ジー・エス・フーズ
代表取締役　石山　陽優

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二日
掲載頁　一二七頁（号外第一〇〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一五六頁（号外第一三九号）

令和七年九月二十二日
広島市南区猿猴橋町四番五号
（甲）株式会社サンライズホールディングス
代表取締役　山本　雅之
東京都港区南青山六丁目八番二号
（乙）株式会社バンデル
代表取締役　山本　雅之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のヘルスケア事業（「頭痛ーる」の運営事業及び「お天気．ｃｏｍ」の運営事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十二日
掲載頁　八十六頁（号外第二〇六号）

（乙）https://www.bell24.co.jp/ja/news/index.html
令和七年九月二十二日
東京都文京区後楽二丁目三番二一号
（甲）株式会社ヘッジホッグ・メドテック
代表取締役　川田　裕美
東京都港区虎ノ門四丁目一番一号
（乙）株式会社ベルシステム２４
代表取締役　梶原　浩

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＮＢＳ株式会社（乙、住所東京都千代田区麹町二丁目一四番地）のＦＣ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://n-b-s.co.jp/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十二日
掲載頁　九十一頁（号外第二〇六号）

令和七年九月二十二日
名古屋市中区栄三丁目五番一号
エヌピーエス株式会社
代表取締役　飯嶋　寿光

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＪＭＡＸ　ＴＨＥＡＴＥＲ　とやま事業の全部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　八十九頁（号外第二〇六号）

令和七年九月二十二日

大阪市天王寺区上汐四丁目五番二〇号

（甲）株式会社ＪＫマックス

代表取締役　武仲　清一

新潟県上越市富岡三五二四番地

（乙）金子興業株式会社

代表取締役　金子　茂雄

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

東京都大田区萩中三丁目五番七号

合同会社ラポールワークス

代表社員　松野　久男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

楽天コンテンツセントラル合同会社

代表社員　楽天チケット株式会社

職務執行者　高橋　宙生

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

神奈川県横須賀市浦郷町三丁目六三番地

追浜プレス企業組合

代表理事　園部　健次

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

神奈川県藤沢市南藤沢二〇番地の二一―九階

相続・遺言相談プラザ合同会社

代表社員　山脇　和実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、組織変更後の商号は土佐堀管財株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

大阪市西区江戸堀二丁目六番三六―五〇二号

土佐堀管財合同会社

代表社員　神野　清孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はファイテックＤＭ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

長崎県佐世保市大塔町七〇〇―六

合同会社岩永エンヂニアリング

代表社員　岩永憲太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

鹿児島市花野光ヶ丘二丁目二番七号

合同会社ウィルパワー

代表社員　児玉　道広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

鹿児島市花野光ヶ丘二丁目二番七号

合同会社トラストパワー

代表社員　児玉　道広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

鹿児島市花野光ヶ丘二丁目二番七号

合同会社ネクストパワー

代表社員　児玉　道広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し、二百万円にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

千葉県千葉市美浜区若葉三丁目一番一八号

幕張ベイパークロスレジデンスＳ二―一

ＢｉｚＦｏｏｄｓ合同会社

代表社員　時岡　高志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十二日

東京都千代田区大手町二丁目三番一号

株式会社ＪＳＳ０３

代表取締役　田村　崇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十二日

東京都練馬区田柄四丁目三八番七号

合同会社エイドス

代表社員　白銀　哲雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額金一億五千二万五千円につき、金五千二万五千円を減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終の事業年度はありません。

令和七年九月二十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内　ＭＣＰ３７株式会社

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を二百九十九万円減少して六百万円から三百一万円とすることを決議いたしました。

この決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当会社にお申し出ください。

なお、当会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://coplus-one.jp/fr-example/2024-2

令和七年九月二十二日

神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二一―二

ヘリオス関内ビル　コプラス株式会社

代表取締役　中里　吉利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十二日

広島県安芸高田市美土里町本郷三一八三番地

有限会社津田

代表取締役　津田　昌子

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月一日を効力発生日とするイトイ株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十二日

群馬県太田市飯塚町一四三四番地一

ＹＳホールディングス株式会社

代表取締役　長谷川ゆう

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和７年９月二十二日

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉二〇〇八番地

株式会社ＫＹＧホールディングス

代表取締役　栗山　智仲

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百九十七万八千五百円、資本準備金の額を四千八万八千五百円減少し、それぞれ二千万円、一千六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十月三十日であり、株主総会の決議は令和７年十月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年２月十九日

掲載頁　一一〇頁（号外第三十三号）

令和７年９月二十二日

滋賀県守山市守山一丁目四番一四号

株式会社総合近江牛商社

代表取締役　西野　立寛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月三十一日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めますので公告します。

令和７年９月二十二日

東京都港区南麻布五丁目一一番一二号

トレジャーハンティング株式会社

代表取締役　小山　淳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月三十一日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めますので公告します。

令和７年９月二十二日

福岡県福岡市中央区薬院三―一六―二六

ＰＪＰ Ｅｙｅ株式会社

代表取締役　仁科　浩明

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年十月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月二十二日

群馬県伊勢崎市香林町二丁目七八五番地一

株式会社サンワイズ

代表取締役　天笠　恒男

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年十月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

日本レアードテック株式会社

代表取締役　小林　重紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月二十二日

神奈川県綾瀬市小園九〇七番地一

野口工業株式会社

代表取締役　野口　博永

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるリム・チン・ショーン及び田中雅勝が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＰＬＡＴＩＮＵＭ　ＨＯＵＳＥ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．

日本における代表者　リム・チン・ショーン

日本における代表者　田中　雅勝

暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は、令和７年十月二十九日をもって、暗号資産交換業において取り扱っている「オントロジー（ＯＮＴ）」、「クアンタム／クオンタム（ＱＴＵＭ）」、「ダイ（ＤＡＩ）」、「フレア（ＦＬＲ）」の取扱いを廃止いたします。

令和７年十月二十九日時点で、対象の暗号資産の残高があるお客様におかれましては、当社が適当と認める時期及び方法において売却し、日本円に換金したうえで相当額をお客様のアカウントに日本円で入金いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

令和７年９月二十二日

東京都港区港南二丁目五番一〇号

Ｓ．ＢＬＯＸ株式会社

代表取締役社長　渡辺　潤

訂正公告

令和７年８月二十六日（号外第一九二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、「甲は会社法第七九六条第一項」とあるは「甲は会社法第七九六条第二項」の誤りにつき訂正します。

令和７年９月二十二日

茨城県土浦市大和町九番三号

（甲）関東医療サービス株式会社

代表取締役　山口　雄三

茨城県土浦市大和町九番三号

（乙）有限会社スズラン調剤薬局

代表取締役　山口　雄三

訂正公告

令和７年７月三十一日（号外第一七五号）掲載の第二期決算公告（枠組）中、損益計算書の要旨の金額の単位「（単位：百万円）」とあるは「（単位：千円）」の誤りにつき訂正します。

令和７年９月二十二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

ＡＬＴＮＡ株式会社

代表取締役　福井　盛一

訂正公告

令和７年８月二十五日（号外第一九一号）掲載の日本エートス株式会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、「効力発生日は令和七年十一月一日であり、」とあるは、「効力発生日は令和七年十月一日であり、」の誤りにつき訂正します。

令和７年９月二十二日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	改正後欄終りから一一	送達	送達等
		改正後欄七	3　日本語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。	3　日本語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。